

第52号議案

ふじみ野市都市公園条例の一部を改正する条例

ふじみ野市都市公園条例（平成17年ふじみ野市条例第145号）の一部を次のように改正する。

第19条ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 都市公園の管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 利用者の責めに帰することができない理由により、都市公園を利用することができないとき。
- (3) 利用者が使用料を納付した後、規則で定める日までに利用の取消しの届出を行ったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

第25条中「行わせるものとする」を「行わせることができる」に改める。

第26条第2項中「並びに第17条第1項」を「、第17条第1項並びに第19条第1号」に、「第16条第2項」を「第16条第2項中「使用料」とあるのは「額の範囲において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めた利用料金（以下「利用料金」という。））」と」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 前条の規定により、指定管理者にふじみ野市運動公園、ふじみ野市第2運動公園及びふじみ野市荒川運動公園の管理を行わせる場合において、前項の規定により読み替えて適用される第16条第2項の規定により利用者が納付すべき利用料金は、指定管理者の収入とする。

第28条及び第29条を削り、第30条を第28条とし、第31条を第29条とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第19条の規定は、令和5年8月1日以後の利用に係る使用料の還付について適用し、同日前の利用に係る使用料の還付については、なお従前の例による。

令和5年6月5日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

利用前に取り消された公の施設の利用に係る使用料の還付を実施するほか、

条文の整理を行うため、ふじみ野市都市公園条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。